税務訴訟資料 第260号-189 (順号11545)

水戸地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件 国側当事者・国(水戸税務署長) 平成22年10月29日棄却・控訴

判

原告株式会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 石島 秀朗 同補佐人税理士 横山 哲郎

被告

同代表者法務大臣 柳田 稔

処分行政庁 水戸税務署長

森井泉 育次郎

同指定代理人 大西 勝

同 馬田 茂喜

同 鯉沼 康典

同 佐藤 明文

同 中根 浩之

同 安原 宣彦

同 石井 明美

同 笠井 四郎

同 中野 浩昭

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が平成20年3月31日付けで原告に対してした平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告が、原告代表者の出向元法人に対して支払った原告代表者に係る給与負担金の年間額を平成 17年4月1日から平成18年3月31日までの事業年度(以下「本件事業年度」という。)の損 金に計上して、法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁が、同年間額のうち出向元法人が原告 代表者に支払った報酬の額を超える部分の金額は、法人税法(平成18年法律第10号による改正 前のもの。以下同じ。)35条1項の規定により、本件事業年度の損金に算入されないとして、平 成20年3月31日付けで原告に対し、法人税の増額更正処分(以下「本件更正処分」という。) 及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)をした。本件は、原告が、上記損金算入否認の違法、また、本件更正処分等に係る通知書(以下「本件通知書」という。)に理由付記がないことの違法を主張として、各取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

- (1) 法人税法(以下、単に条文を示すときは、法人税法を指す。) 35条1項は、「内国法人がその役員に対して支給する賞与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と規定し、さらに、同条4項は、「賞与とは、役員又は使用人に対する臨時的な給与(略)のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に定額(略)を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの及び退職給与以外のものをいう。」と規定し、130条2項は、「税務署長は、内国法人の提出した青色申告書又は連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の更正をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項(更正通知書の記載事項)に規定する更正通知書にその更正の理由を付記しなければならない。」と規定している。
- (2) 国税通則法28条1項は、更正は税務署長が更正通知書を送達して行うことを定め、同条 2項は、更正通知書に記載すべき事項として、更正前及び更正後の課税標準や税額等の事項を 定める。
- (3) 国税通則法65条1項は、「期限内申告書(略)が提出された場合(略)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。」と規定する。
- 2 前提事実(末尾に証拠等の記載がない事実は、当事者間に争いがないか又は当裁判所に顕著である。)
 - (1) 当事者

原告は、平成16年5月17日、養液土耕栽培、養液栽培など農産物栽培システムの販売及びリース業等を目的として、B株式会社(以下「B」という。)とC連合会との共同出資により設立された株式会社であり、本店所在地は、茨城県D郡である。

(2) 本件更正処分及び本件賦課決定処分の経緯等

本件更正処分及び本件賦課決定処分等の経緯は、別表1のとおりである。

処分行政庁は、原告に対して、平成20年3月31日付けで本件通知書を送達した。本件通知書には更正の理由が付記されていなかった。

(3) 本訴に至る事実関係

- ア 甲(以下「甲」という。)は、Bの従業員であり、原告へ出向した者であるところ、平成 16年8月25日に原告の代表取締役に就任し、平成18年3月当時も原告の代表取締役を 務めていた。
- イ 原告とBとは、平成16年9月1日、Bから原告に出向する従業員の取扱いに関する協定 を結び、出向従業員に関する協定書(乙2。以下「本件協定書」という。)を作成した。

本件協定書4条は、「出向者に対する賃金・賞与・退職金は、出向元の規程・基準による金額を、出向元より出向者に直接支給する。」と定め、同17条は、「出向者の新会社における費用の負担は、新会社と出向元が協議のうえ、覚書に定める。」と定める。

ウ 原告とBとは、平成16年9月1日、上記17条に基づく覚書(乙3。以下「本件覚書」

という。)を作成した。

本件覚書1条によれば、原告がBに対して支払う負担額は、出向役務対価とその他の精算対価によって構成すると定められ、同2条によれば、出向役務対価は、原告における役職又は職位ごとに年間額を定め、これを12で除した金額を毎月の負担額とするものとされ、代表取締役職の年間額は540万円とされている。

- エ 原告は、本件事業年度において、本件覚書に基づきBに対して、年間額540万円を12 で除した45万円を毎月支払っていた。
- オ 本件事業年度において、Bが甲に対して各月に支給した定期の基本給額は、平成17年4月から同年12月までは毎月39万1200円、平成18年1月から同年3月までは毎月42万6500円(以上合計480万0300円)であり、賞与額は、平成17年7月に156万4800円、同年9月に11万円、同年12月に170万1720円(以上合計337万6520円)である(以上の各合計817万6820円)。
- カ 原告は、平成18年6月29日、本件事業年度の法人税について、所得金額を112万7498円、納付すべき税額を24万7900円とする確定申告(青色申告の承認を受けていない申告。以下「白色申告」という。)を行った。この際、原告は、本件事業年度における損金のうち出向手数料として706万8000円を計上している。(乙5)
- キ 処分行政庁は、平成20年3月31日、原告の所得金額を172万7198円、納付すべき税額を37万9900円として本件更正処分を行い、かつ、本件更正処分により新たに納付すべき税額とされた13万2000円に対して過少申告加算税として1万3000円を賦課する本件賦課決定処分を行った。(甲1)

これは、原告がBへ支払った原告代表者に係る給与負担金(出向役務対価年間額)540万円から、Bが甲に支払った定期の基本給額(480万0300円)を控除した残額59万9700円(以下「本件金員」という。)が賞与に当たると認定したことによるものである。

- (4) 異議申立て、審査請求及び訴え提起
 - ア 原告は、平成20年4月18日に本件更正処分及び本件賦課決定処分について異議申立てをしたが、処分行政庁は、平成20年6月17日付でこれを棄却する決定(甲3)をした。 イ 原告は、国税不服審判所長に対し、平成20年7月9日付で審査請求をしたが、同審判所長は、平成21年7月1日付でこれを棄却する裁決(甲5)をした。
 - ウ 原告は、平成21年12月21日、本件訴えを提起した。
- (5) 仮に本件金員が賞与に当たるとするならば、本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額並びに過少申告加算税の額は、別紙1、2記載のとおりである。
- 2 争点
 - (1) 本件金員の賞与(35条1項)該当性
 - (2) 本件通知書に理由付記がないことの適法性
- 3 争点に関する当事者の主張
 - (1) 争点(1) (本件金員の賞与(35条1項)該当性) について (被告の主張)
 - ア 出向している使用人(以下「出向者」という。)がいる場合の取扱いに関して、法人税基本通達(平成19年課法2-3による改正前のもの。以下同じ。)9-2-33は、出向を受けている法人(出向先法人)が、自己の負担すべき給与に相当する額(給与負担金)を出

向者を出向させている法人(出向元法人)に支出したときは、当該給与負担金の額はその出向者に対する「給与」として取り扱うものとする。これは、出向先法人から出向元法人に対する出向者の給与相当額の支出が負担金等の名目で支出されていたとしても、実質はその出向者の労務の提供に対する対価とみるべきものであるから、合理的な規定である。

イ 出向者が、出向先法人において役員となっている場合には、役員に対する賞与は、法人税 の損金に算入されないため、出向先法人が支出した当該役員に係る給与負担金の額を報酬と 賞与とに区分する必要がある。

そこで、法人税基本通達 9 - 2 - 3 4 は、①当該給与負担金の額が出向元法人が出向者に「給与」を支給する都度その支給額の範囲内で支出されるものである場合は、出向元法人の支給する「給与」が定期の「給与」か臨時の「給与」かの別により区分し、②当該給与負担金の額が一定期間内に出向元法人が出向者に支給する「給与」の合計額を基礎としてその範囲内で毎月又は一括して支出されるものである場合は、当該給与負担金の額のうち出向元法人が当該期間内に出向者に支給した定期の「給与」の額に達するまでの金額は報酬とし、これを超える部分の金額は賞与とすると定める。

- ウ 本件は、原告がBに対し、原告の代表取締役である甲に係る給与負担金として年間額54 0万円を12で除した45万円を毎月負担していたのであるから、②の場合に該当する。
- エ ところで、出向元法人が出向者に毎月支給する「給与」及び一定時期に支給する賞与の額 と同額をその都度出向先法人が負担する①の場合には、その給与負担金を報酬と賞与とに区 分することに問題はなく、出向先法人がその都度負担する賞与額相当分を役員に対する賞与 として取り扱うのが相当である。次に、本件のように出向元法人が出向者に対して支給する 年間の「給与」及び賞与の総額に基づいて、出向先法人が毎月又は一定時期ごとに定額を負 担することとしている②の場合には、出向先法人の給与負担金は、定期かつ定額のものであ るから、その外形的な支払形態のみに着目すると、その金額が役員に対する報酬として認め られる余地もなくはない。しかしながら、このように解すると、①及び②のいずれにおいて も、出向先法人が、出向者に対する賞与分も含めて負担していることが明らかであるにもか かわらず、①では、賞与額相当分について損金算入が許されず、②では、給与負担金全額の 損金算入が許されることになり、取扱いの権衡を失することになる。そして、35条1項が 法人の役員に対する賞与の金額を法人の損金に算入しないことを明らかにしていることか らすれば、①と同様、②においても、損金算入額を決するために、出向先法人が負担する給 与負担金を役員に対する報酬と賞与とに区別する必要がある。そのため、法人税基本通達9 -2-34において、当該給与負担金の額が一定期間内に出向元法人が出向者に支給する 「給与」の合計額を基礎としてその範囲内で毎月又は一括して支出されるものである場合は、 当該給与負担金の額のうち出向元法人が当該期間内に出向者に支給した定期の「給与」の額 に達するまでの金額は報酬とし、これを超える部分の金額は賞与とすると定めている。かか る規定は、出向先法人が負担する給与負担金を役員に対する報酬と賞与とに区別するために 必要なものであり、報酬と賞与の区別が出向先法人の外形的な給与負担金の支給形態のみで は必ずしも区別できないことからすれば、出向元法人における外形的な支給形態に着目して 区別することも区別方法として相当といえ、法人税基本通達9-2-34は合理的な規定と 認められる。

オ そして、Bは、甲に対し、定期の給与として、平成17年4月から12月まで毎月39万

1200円を、平成18年1月から3月まで毎月42万6500円を支給していたことから、定期の給与を超える平成17年4月から12月までの毎月5万8800円及び平成18年1月から3月までの毎月2万3500円の合計59万9700円(本件金員)は、役員賞与の支払をしたものとして損金には算入されない。

したがって、原告の本件事業年度における所得額は172万7198円であり、納付すべき税額は37万9900円であったにもかかわらず、原告は、所得額を112万7498円、納付すべき税額を24万7900円とする確定申告をしたから、本件更正処分及び本件賦課決定処分は適法である。

カ 原告の主張に対する反論

原告は、本件給与負担金の一部を損金に算入しないことになれば、これを受け取り、益金として計上しているBとの関係で二重課税の問題を生じるというが、原告とBは、別法人であるから、それぞれに課税することが二重課税にならないことは明らかである。

(原告の主張)

- ア 原告からBに対して毎月支払われている45万円は、経営指導料として支払われていると ころ、35条4項の賞与とは、臨時的な給与をいうものであるから、規則的かつ継続的に支 払われる経営指導料は、これに該らない。
- イ 被告は、通達を根拠として、本件で45万円の支払の一部については賞与と認定すべきで あると主張するが、通達に法源性はない。
- ウ 原告がBに支払った毎月の45万円は、Bにおいては益金として課税対象とされており、 原告においても、その一部について損金算入を認めず、課税対象とすれば、当該部分につい て二重課税の問題が生じる。
- (2) 争点(2) (本件通知書に理由付記がないことの適法性) について (被告の主張)
 - ア 130条2項は、青色申告に係る更正処分に関して更正通知書に理由を付記することを定めており、白色申告に係る更正処分に理由を付記すべことを定めた規定はない。
 - イ 原告は、本件事業年度においては、白色申告をしており、同条の適用はないのであるから、 本件通知書に理由を付記する必要はない。

(原告の主張)

ア 白色申告に係る更正処分に理由を付記すべき旨の規定がないのは、白色申告がされる場合には、帳簿等が完備されておらず、国において推計による課税処分を行わなければならない場合が多く、その場合の更正処分に理由を付記することを求めるのが困難であるから、これを要しないとすることにも合理的理由がある。

他方、白色申告がされる場合であっても、青色申告をする法人と同様に帳簿等を完備し、いつでも青色申告に切り替えることができる法人も多いのであって、かかる法人の白色申告に更正処分をする際には、理由を付記しない合理的理由がないから、青色申告の場合と同様に、更正通知書に理由の付記を要すると解するのが国税通則法28条2項の法意であり、課税の手続的保障原則から導かれる結論というべきである。

イ また、白色申告をする法人でも、帳簿等を完備しているなど青色申告を行う法人と同様の 者もいるから、青色申告でないことのみをもって、その更正処分に理由付記を不要とするの は、合理的理由のない差別であって憲法14条に反する。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)(本件金員の賞与(35条1項)該当性)について
 - (1) 前記前提事実によれば、原告とBとの間では、出向者の賃金、賞与は、Bが支払うものとされ、原告は、Bに対し、出向者の原告における役職に応じて出向役務対価を支払うこととし、代表取締役の出向役務対価を年間額540万円と定め、それを12で除した額(45万円)を毎月支払うことが定められ、一方、Bは、原告から支払われた出向役務対価年間額540万円を上回る年間817万円6820円を甲に賃金(基本給)及び賞与として支払っていたから、原告のBに対する毎月45万円の支払は、実質的には全額甲に対する報酬(賃金・基本給)と賞与に充てられたものと認められる。

そして、前記認定のとおり、Bは、甲に対する定期の賃金(基本給)として、平成17年4月から同年12月まで毎月39万1200円及び平成18年1月から同年3月まで毎月42万6500円を支払い、賞与として平成17年7月に156万4800円、同年9月に11万円、同年12月に170万1720円をそれぞれ支払っていたことからすれば、原告から毎月支払われていた45万円のうち平成17年4月から12月までの各月39万1200円を超える5万8800円及び平成18年1月から3月までの各月42万6500円を超える2万3500円の支払(合計59万9700円(本件金員))は、いずれも甲に対する賞与の一部を支払っていたものといえる。

したがって、原告のBに対する支払のうち上記59万9700円(本件金員)は、実質的には甲に対する役員賞与を支払ったものとして損金に算入しないというべきである。

(2) これに対し、原告は、35条4項の適用については、原告のBに対する支払自体が臨時的なものでなければならないかのごとく主張するが、独自の見解であり、失当である。

ところで、法人税基本通達9-2-34は、①当該給与負担金の額が出向元法人が出向者に「給与」を支給する都度その支給額の範囲内で支出されるものである場合は、出向元法人の支給する「給与」が定期の「給与」か臨時の「給与」かの別により区分し、②当該給与負担金の額が一定期間内に出向元法人が出向者に支給する「給与」の合計額を基礎としてその範囲内で毎月又は一括して支出されるものである場合は、当該給与負担金の額のうち出向元法人が当該期間内に出向者に支給した定期の「給与」の額に達するまでの金額は報酬とし、これを超える部分の金額は賞与とする旨の解釈基準を定める。

このうち、出向元法人が出向者に毎月支給する「給与」及び一定時期に支給する賞与の額の範囲内でその都度出向先法人が負担する①の場合には、その給与負担金を報酬と賞与とに区分することに問題はなく、出向先法人がその都度負担する賞与額相当分を役員に対する賞与として取り扱うことは合理的である。また、②の場合、とりわけ出向元法人が出向者に対して支給する一定期間内の「給与」及び賞与の総額に基づいて、出向先法人が毎月定額を負担することとしている場合(本件のような場合)には、出向先法人の給与負担金は、定期かつ定額のものであるから、その外形的な支払形態のみに着目すると、その金額が役員に対する報酬として認められる余地もなくはないが、このように解すると、①及び②のいずれにおいても、出向先法人が、出向者に対する賞与分も含めて負担していることが明らかであるにもかかわらず、①では、賞与額相当分について損金算入が許されず、②では、給与負担金全額の損金算入が許されることになり、取扱いの権衡を失することになる。そこで、前記通達は、35条1項が法人の役員に対する賞与の金額を法人の損金に算入しないことを明らかにしていることにかんがみ、

損金算入額を決するために、出向先法人が負担する給与負担金を役員に対する報酬と賞与とに 区別する必要があるので、出向元法人が出向者に支給した「給与」の支給形態に応じて、出向 先法人が負担する給与負担金を報酬と賞与に区別することとし、当該給与負担金の額が一定期 間内に出向元法人が出向者に支給する「給与」の合計額を基礎としてその範囲内で毎月又は一 括して支出されるものである場合は、当該給与負担金の額のうち出向元法人が当該期間内に出 向者に支給した定期の「給与」の額に達するまでの金額は報酬とし、これを超える部分の金額 は賞与とすると定めているのであり、出向元法人における外形的な支給形態に着目して区別す ることは区別方法として合理的である。したがって、法人税基本通達9-2-34に従った取 扱いをした本件更正処分は適法である。

なお、この点に関し、原告は、通達の法源性はない旨を主張するところ、通達は、上級行政機関が関係下級行政機関及び職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発出するものであり、元来、法規の性質をもつものではない上、法人税基本通達9-2-34は、解釈基準を示すもの(解釈通達)であり、裁判所は、それに拘束されることのないことはもちろんであって、その解釈基準とは異なる独自の解釈をすることができるのであるが、上記通達の定める解釈基準及びその取扱いが法の趣旨に反するものでないこと(合理的なものであること)は上記説示のとおりであるから、本件更正処分は適法である。

- (3) また、原告は、原告からBに支払われた45万円は、Bにおいて益金として課税の対象となっており、原告においてもその一部を損金として算入しないこととなれば、当該部分に二重課税の問題が生じると主張するところ、その趣旨は必ずしも明らかではないが、原告とBとは別個の法人であり、それぞれに課税することが二重課税とならないことは明らかであるから、原告の主張は失当である。
- 2 争点(2)(本件通知書に理由付記がないことの適法性)について
 - (1) 本件事業年度における原告の確定申告は白色申告によるものであるところ、130条2項により更正通知書にその理由を付記しなければならないのは、青色申告についてであるから、この規定の反対解釈として、白色申告に理由を付記しなかったとしても当該更正処分が違法となるものではない(最高裁昭和42年9月8日第二小法廷判決・集民88号367頁、最高裁昭和43年9月17日第三小法廷判決・訟務月報15巻6号714頁参照)。

なお、更正通知書に理由付記が必要なのは、青色申告承認処分を受けた法人であるから、帳簿等を完備しいつでも青色申告に切り替えることができる白色申告法人に対する更正通知書に理由付記が必要とする原告の主張は、独自の見解であって失当である。

(2) 原告は、白色申告をする法人でも、帳簿等を完備しているなど青色申告を行う法人と同様 の者もいるから、青色申告でないことのみをもって、その更正処分に理由付記を不要とするの は、合理的理由のない差別であって憲法14条に反すると主張する。

思うに、法人税法が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税義務者たる法人が帳簿書類を備え付け、これにすべての取引を正確に記帳し、これを基礎として申告を行うことが必要である。そこで、同法は、法人に対し、帳簿書類の備付け等を義務付け(150条の2第1項)、申告の正確性を担保する手段として、税務職員に対し、法人の帳簿書類を検査する権限を付与し(153条)、この検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこの検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者に対する罰則を定めている(162条2号、3号)。そして、同法は、帳簿書類を基礎とした正確な申告を奨励する趣旨で、一定の帳簿書類を備え

付けている者に限って、税務署長の承認を受けて青色申告をすることを認め、以下のとおり、その者に対し課税手続において各種の特典を与えている。すなわち、税務署長は、青色申告に係る法人税の課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の更正をする場合には、その法人の帳簿書類を調査し、その調査により当該課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、更正をすることができるとされ(130条1項本文)、その更正通知書には理由の付記が要求され(同条2項)、推計による更正又は決定が禁止され(131条)、青色申告の承認を受けている法人に対しては、備え付けている帳簿書類が財務省令に従っていないとか、帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載したなど法所定の事由がある場合に限り青色申告の承認を取り消すことができるとされている(同法127条)。これらの各規定は、簡便な税務処理を可能にし、ひいては申告納税制度の適正な機能を図るという正当な目的との関連において、著しく不合理であることが明らかであるとはいえないから、その結果白色申告の法人との間で更正処分について理由付記の扱いが区々になったとしても、憲法14条に反するものでないというべきである。

- (3) 過少申告加算税は、賦課課税方式による国税であり、賦課課税方式による国税の賦課決定をする場合、賦課決定通知書を送達して行うこととされており、同通知書に記載すべき事項について定められているが(国税通則法32条3項、4項)、当該賦課決定の理由を付記すべきものとは規定されていない上、法人税法にも、過少申告加算税の賦課決定通知書にその決定の理由を付記すべきものとした規定はないのであるから、本件通知書に理由付記がないからといって違法であるとはいえない。
- (4) したがって、本件通知書に理由付記がなかったとしても本件更正処分及び本件賦課決定処分は適法である。

3 結論

以上によれば、本件更正処分及び本件賦課決定処分は適法である。 よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第1部 裁判長裁判官 都築 民枝

裁判官 吉田 純一郎 裁判官 藤田 晃弘

(別紙1)

本件更正処分における原告の本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである(別表2参照)。

1 所得金額(別表2・順号③)

172万7198円

上記金額は、下記(1)の金額に同(2)の金額を加算した金額である。

(1) 申告所得金額(別表2・順号①)

112万7498円

上記金額は、本件事業年度の法人税の確定申告書(以下「本件確定申告書」という。)に所得 金額として記載された金額である。

(2) 役員賞与の損金不算入額(別表2・順号②、別表3参照)

59万9700円

上記金額は、原告が、原告の代表取締役甲の出向元法人であるBに対する出向手数料として、本件事業年度の損金に計上した、甲に係る給与負担金の合計540万円(別表3・①の合計欄)のうち、Bが甲に支払った定期の給与の額の合計480万0300円(別表3・②の合計欄)を超える部分の金額(別表3・③の合計欄)であり、35条1項により、本件事業年度の損金の額に算入されない。

2 納付すべき税額(別表2・順号⑥)

37万9900円

上記金額は、下記(1)の税額から同(2)の税額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(1) 法人税額 (別表 2·順号④)

37万9940円

上記金額は、前記1(1)の所得金額172万7198円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、66条2項及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項の規定により100分の22の税率を乗じて計算した金額である。

(2) 所得税額の控除額(別表2・順号⑤)

18円

上記金額は、68条1項の規定により法人税額から控除する所得税額であり、本件確定申告書 に記載された金額と同額である。

(別紙2)

原告の過少申告加算税の額は、次のとおりである。

(1) 過少申告加算税の基礎となるべき税額 13万円 上記金額は、本件更正処分により、原告が新たに納付すべきこととなった税額(ただし、国税通 則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(2) 過少申告加算税の額 1万3000円 上記金額は、国税通則法65条1項の規定に基づき上記(1)の金額に100分の10を乗じて算 出した金額である。

別表1

本件事業年度の法人税の課税の経緯

(単位:円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告加算税の額	
確定申告	平成18年6月29日	1, 127, 498	247, 900		
更正処分等	平成20年3月31日	1, 727, 198	379, 900	13, 000	
異議申立て	平成20年4月18日	1, 127, 498	247, 900	0	
異 議 決 定	平成20年6月17日	棄却			
審查請求	平成20年7月9日	1, 127, 498	247, 900	0	
審查裁決	平成21年7月1日	棄却			

別表2

本件事業年度の所得金額及び法人税額

(単位:円)

区分	順号	金額
申告所得金額	1)	1, 127, 498
役員賞与の損金不算入額	2	599, 700
所得金額(①+②)	3	1, 727, 198
法人税額	4	379, 940
控除所得税額	5	18
納付すべき税額 (④-⑤)	6	379, 900

役員賞与の損金不算入額

(単位:円)

年月	給与負担金 ①	定期の給与 ②	超える部分の金額 ③ (①-②)	賞与 ④
平成17年4月分	450,000	391, 200	58, 800	
平成17年5月分	450,000	391, 200	58, 800	
平成17年6月分	450,000	391, 200	58, 800	
平成17年7月分	450,000	391, 200	58, 800	1, 564, 800
平成17年8月分	450,000	391, 200	58, 800	
平成17年9月分	450,000	391, 200	58, 800	110,000
平成17年10月分	450,000	391, 200	58, 800	
平成17年11月分	450,000	391, 200	58, 800	
平成17年12月分	450,000	391, 200	58, 800	1,701,720
平成18年1月分	450,000	426, 500	23, 500	
平成18年2月分	450,000	426, 500	23, 500	
平成18年3月分	450,000	426, 500	23, 500	
合計	5, 400, 000	4, 800, 300	599, 700	3, 376, 520

[※] ①の各金額は、原告がBに支払った原告代表者に係る給与負担金である。

②の各金額は、Bが原告代表者に支払った給与の金額である。

④の各金額は、Bが原告代表者に支払った賞与の金額である。